



鳥取県公報

平成 23 年 2 月 7 日 (月)
号外第 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (2 件) (1・2)	2
--------	---------------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成21年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成23年2月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 内 田 博 長
鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 県が、公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 県が、原則として、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を1,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	36	19	19	0
指定管理者	12	7	6	1
補助金等交付団体	107	24	13	11
合 計	155	50	38	12

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

平成22年7月22日から同年12月8日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	山	本	光	範
監査委員	米	田	由	起
監査委員	伊	木	隆	司
監査委員	山	根	眞	知
監査委員	内	田	博	長
監査委員	山	田	幸	夫

なお、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員 伊木隆司は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターについて監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概 要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項として、(2)の実施団体別の状況に記載するとともに、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げるものを注意事項（事務処理について不適正の度合いが指摘に至らない比較的軽易なもの）として、別途文書により、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

ア 予算事務

予算流用の手続誤り

イ 収入事務

多額の未収債権

ウ 支出事務

決裁権者でない者の決裁による支払その他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約書の記載内容の不備、予定価格の未決定その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

実績報告書の記載内容の誤り、実績報告書の金額誤り（補助金の過大支出：1万円未満）その他補助金等の執行に関する事務手続の不適正

カ 財産管理事務

使用許可手続の未実施

キ その他

財務諸表の記載内容の誤りその他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 企画部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要
------	-----	-----------

学校法人鳥取家政学園	平成22年11月25日	補助金等	187,076,160円
学校法人 i s m	平成22年11月19日 (書面監査)	補助金等	27,217,000円
株式会社鳥取県情報センター	平成22年12月8日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	50.0%
財団法人とっとり地域連携・総合研究センター	平成22年11月10日	出資金額	912,000,000円
		出資比率	91.2%
		補助金等	80,045,383円
智頭急行株式会社	平成22年12月8日	出資金額	152,500,000円
		出資比率	33.8%
		補助金等	360,000,000円
社団法人鳥取県バス協会	平成22年11月10日	補助金等	12,916,000円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。(以下同じ。)

2 実施日欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。(以下同じ。)

3 財政的援助等の概要欄の補助金等の金額は、県が平成21年度に支出している補助金、分担金、負担金、利子補給金、給付金、交付金で相当の反対給付を受けないものの額及び貸付金額(平成20年度以前の貸付金の残高を含む。)の合計額である。(以下同じ。)

4 財政的援助等の概要欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下の切捨てをしている。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・県民文化会館 ・倉吉未来中心	平成22年11月25日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100%
		指定管理	286,359,138円
		補助金等	302,000円
財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館	平成22年11月18日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	67,973,675円
		補助金等	10,872,656円
財団法人とっとりコンベンションビューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター	平成22年11月17日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		指定管理	81,536,816円
		補助金等	47,741,000円
財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取砂丘こどもの国 ・氷ノ山自然ふれあい館 ・鳥取二十世紀梨記念館	平成22年11月17日 及び18日	出資金額	500,000円
		出資比率	100%
		指定管理	669,127,000円
		補助金等	456,750円

<ul style="list-style-type: none"> ・中国庭園燕趙園 ・夢みなとタワー ・とっとり花回廊 			
--	--	--	--

注1 実施団体欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。（以下同じ。）

2 財政的援助等の概要欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成21年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額である。（以下同じ。）

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 〔指定管理施設〕 ・福祉人材研修センター	平成22年11月18日	指定管理	26,376,865円
		補助金等	378,279,462円
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 〔指定管理施設〕 ・鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園 ・皆生尚寿苑 ・障害者体育センター	平成22年11月18日	指定管理	6,286,000円
		補助金等	33,908,113円
社会福祉法人こうほうえん	平成22年11月5日 (書面監査)	補助金等	127,393,000円
社会福祉法人だんのさと	平成22年11月18日	補助金等	63,192,512円
社会福祉法人親誠会	平成22年12月6日 (書面監査)	補助金等	47,081,186円
社会福祉法人立石会	平成22年11月25日 (書面監査)	補助金等	63,847,672円
社会福祉法人ソウエルよどえ	平成22年11月29日 (書面監査)	補助金等	43,907,312円
社会福祉法人ふれあい	平成22年12月2日	補助金等	38,121,000円
学校法人稲葉幼稚園	平成22年11月18日	補助金等	65,325,000円
財団法人鳥取県保健事業団	平成22年11月17日	出資金額	200,000円
		出資比率	28.5%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○ 鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金について、誤った算定基準額を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に受領していた。（社会福祉法人親誠会：所管 長寿社会課）

エ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要
---------	-------	-----------

財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チ ュウブ共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除 く。）	平成22年11月18日	指定管理	109,710,000円
鳥取県住宅供給公社	平成22年12月2日	出資金額	4,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	3,950,737,014円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
鳥取県信用保証協会	平成22年12月1日	出資金額	2,942,189,000円
		出資比率	28.9%
		補助金等	168,306,530円
倉吉商工会議所	平成22年11月25日 (書面監査)	補助金等	39,204,000円
社団法人鳥取県トラック協会	平成22年11月24日 (書面監査)	補助金等	98,029,000円
株式会社さかいみなと貿易センター	平成22年11月10日	補助金等	1,450,824,658円
境港貿易振興会	平成22年11月10日	補助金等	11,131,000円
財団法人鳥取県産業振興機構	平成22年7月22日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		補助金等	8,251,264,178円
地方独立行政法人鳥取県産業技術センタ ー	平成22年12月2日	出資金額	3,254,729,320円
		出資比率	100%
		補助金等	862,171,415円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 電子顕微鏡EDS検出器の修繕業務契約について、契約締結事務が遅延していた。（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター：所管 産業振興総室）

カ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実 施 団 体	実 施 日	財政的援助等の概要	
全国農業協同組合連合会鳥取県本部	平成22年10月29日 (書面監査)	補助金等	23,708,193円
鳥取西部農業協同組合	平成22年11月10日	補助金等	24,566,176円
鳥取県農業会議	平成22年11月17日	補助金等	132,344,436円
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	平成22年7月22日	出資金額	1,000,000円

		出資比率	50.0%
		補助金等	188,043,887円
社団法人鳥取県畜産推進機構	平成22年12月2日	補助金等	175,283,619円
財団法人鳥取県林業担い手育成財団	平成22年11月18日	出資金額	279,100,000円
		出資比率	39.8%
		補助金等	19,249,557円
財団法人鳥取県造林公社	平成22年7月22日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	23,399,328,871円
智頭町森林組合	平成22年11月16日 (書面監査)	補助金等	224,981,226円
鳥取県中部森林組合	平成22年11月16日 (書面監査)	補助金等	200,202,015円
鳥取日野森林組合	平成22年11月19日 (書面監査)	補助金等	41,320,258円
財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	平成22年11月17日	出資金額	275,000,000円
		出資比率	45.8%
境港水産物市場管理株式会社 〔指定管理施設〕 ・境港水産物地方卸売市場及び境漁港	平成22年11月10日	指定管理	139,634,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

キ 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県土地開発公社	平成22年7月22日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	2,959,329円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項ともなかった。

ク 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
大山町観光協会大山観光局 〔指定管理施設〕 ・大山駐車場	平成22年11月10日	指定管理	0円

注 大山駐車場の管理運営費用は、施設利用料により賄うことになっているため、県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	
財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕 ・生涯学習センター	平成22年11月17日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%
		指定管理	62,257,000円
財団法人鳥取県育英会	平成22年11月10日	補助金等	21,039,067円
財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園 ・倉吉体育文化会館 ・米子屋内プール ・米子産業体育館 ・武道館	平成22年12月1日 及び2日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.0%
		指定管理	426,005,360円
		補助金等	113,742,084円
財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジー コミュニケーションネットワーク共同企 業体 〔指定管理施設〕 ・鳥取産業体育館及び鳥取屋内プール	平成22年12月2日	指定管理	54,778,000円
鳥取県ライフル射撃協会 〔指定管理施設〕 ・ライフル射撃場	平成22年11月19日 (書面監査)	指定管理	445,000円
鳥取県高等学校校体育連盟	平成22年12月2日	補助金等	26,189,452円
株式会社SC鳥取	平成22年12月1日	補助金等	16,129,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、西部総合事務所、教育委員会共通

指定管理者制度の適正な執行について（業務効率推進課、文化政策課、福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課、公園自然課、西部総合事務所県民局、スポーツ健康教育課）

指定管理施設については、これまでも指定管理者制度の適正な執行を図るよう意見を述べたところであるが、平成21年度決算においても、協定書等に定める指定管理者の職員等の施設内駐車場に係る許可手続が行われていない施設が30施設のうち11施設あった。また、財産台帳及び物品台帳が整備されていない施設も6施設あった。

これは、指定管理者だけでなく県の所管課においても、協定書等の内容確認が不十分であることによるものである。

については、県は、協定書等の内容を再度点検し、指定管理者制度の適正な執行を図られたい。

2 生活環境部

崎津住宅団地について（住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）が保有する崎津住宅団地は、平成11年3月の財団法人崎津地区開発促進公社解散に伴い、鳥取県の要請で住宅用地として、9.1ヘクタール、1,571百万円（全額県からの借入金）で購入したものである。しかし、県西部地域の住宅事情を考えれば事業化の見込みはないことから、平成17年度決算に係る監査において、県が公社から買い取り、県有地として適正に管理することについて意見を述べたところである。

公社は、新たな宅地造成は行わないことを理事会で決定しており、現在は保有する分譲宅地の販売と賃貸

住宅の管理及び県営住宅の管理代行事務を行っているのみである。公社が保有する分譲宅地については、原則、時価評価を行い簿価の切下げを行っているが、崎津住宅団地については時価評価を行っていない。これは、平成20年2月に公社が当該団地を売り出すときの、簿価と売却価格との差額は県が補填するという県の議会への説明を根拠としているが、正式に県が文書で約束したのではなく会計処理の根拠として十分ではない。

については、県は、公社がこのまま崎津住宅団地を保有し続けるのであれば、事業の経緯を踏まえ、売却に対する損失補償契約を結ぶ等、公社の会計処理の適正化を図られたい。

3 農林水産部

中海干拓農地について（農地・水保全課）

財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「機構」という。）が保有している中海干拓農地については、国営土地改良事業で造成し配分された223.6ヘクタールのうち現在24.8ヘクタール（11.1パーセント）が売れ残っている状況である。機構は販売促進に取り組んでいるが、平成18年度以降売渡実績はない。

販売を促進するには、県と機構が連携した販売体制の強化や営農が可能な合理的な価格となるよう抜本的な見直しが必要である。

なお、機構の前身である旧財団法人鳥取県農業開発公社が県と締結した覚書の中で、「売渡しができなかった場合には、県の責任において処分に当たるものとする。」とされている。

また、保有干拓農地については、現在、国からの購入価格に現在までの維持管理費を含めた額で資産計上されているが、干拓地内の公売価格とは大きく乖離し、含み損が生じており、機構にとっては多大な損失が発生することが懸念される。

については、県は、機構との役割分担を明確にし、販売体制の強化を図るとともに、機構が配分を受けることとなった経緯及び公益財団法人への移行の動きを踏まえ、売却によって発生が想定される損失に対する具体的な対応策を検討されたい。

4 教育委員会

学生寮の運営について（人権教育課）

財団法人鳥取県育英会が運営している学生寮（明倫館、清和寮）について、県は建設費の助成を行ったほか、毎年度運営費を助成している。

同会については、平成18年度決算に係る監査において、補助事業に関する会計処理手続の根拠となる財務会計規程等の整備及び公益法人会計基準に基づく財務諸表の作成について意見を述べたところである。

しかし、平成21年度に整備された会計規程は内容が不十分な上、財務諸表に至っては未だに作成されておらず、監査意見に適切に対応しているとは言い難い状況であった。

これは、同会には事務局に固有の職員がおらず、本来は指導すべき立場の人権教育課が事務局となり、県職員が慣れない法人運営業務を行うなど、体制が十分でないことに起因していることが考えられる。

同会は、新公益法人への移行の準備を行っているところであるが、法人としての自立が十分でない状況で、事実上学生寮の運営だけを行うための法人を維持存続させることが必要であるのか疑問である。また、事務局の現状を考えれば、新公益法人への移行を機会に改めて学生寮の運営主体を検討すべき時期と考える。

については、県は、補助金等の適正かつ効率的な執行の観点から、学生寮の運営のあり方について、同会と十分協議し、検討されたい。

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成23年2月7日

鳥取県監査委員 山 本 光 範

鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
 鳥取県監査委員 内 田 博 長
 鳥取県監査委員 山 田 幸 夫

第1 監査の概要

1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかどうかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

2 監査対象事務

県が設立認可等を行った法人の検査

3 監査対象事務の選定理由

平成21年に本県において発生した社会福祉法人における不適正な会計処理を踏まえ、平成22年度に社会福祉法人の検査について、内部統制の充実を重視する見直しが図られた。

県が設立認可等を行った法人の検査（以下「法人検査」という。）は、根拠となる法令により義務として実施するもの、任意で実施できるもの等要件が幅広く、また、対象となる法人の業務及び形態も様々である。

一方、法人検査の範囲、内容、方法等は、法令で具体的に規定されているものではなく、対象法人の実態等を踏まえて、法人検査ごとに運用されている。

このため、県の機関が実施している法人検査の実態を把握し、実施状況、実施要綱等の整備状況、実施体制、実施内容等について監査を実施し、事務の改善に資することとした。

4 実施期間

平成22年8月から同年11月まで

5 監査の対象法人検査及び対象機関

(1) 監査の対象法人検査 25法人検査

監査の対象法人検査の根拠法令は、次の表1のとおり。

表1 監査の対象法人検査

法人検査名	根拠法令
私立学校検査	私立学校振興助成法第12条
NPO法人検査	特定非営利活動促進法第41条
社会福祉法人検査	社会福祉法第56条
医療法人検査	医療法第63条
国民健康保険組合検査	国民健康保険法第4条及び第106条
国民健康保険団体連合会検査	国民健康保険法第4条及び第106条
土地区画整理組合検査	土地区画整理法第125条
生活衛生同業組合検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条
生活衛生営業指導センター検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条
消費生活協同組合検査	消費生活協同組合法第94条
住宅供給公社検査	地方住宅供給公社法第40条
商工会検査	商工会法第50条
商工組合検査	中小企業団体の組織に関する法律第93条
中小企業団体中央会検査	中小企業等協同組合法第105条の4

職業訓練法人検査	職業能力開発促進法第39条の2
職業能力開発協会検査	職業能力開発促進法第74条
地方独立行政法人検査	地方独立行政法人法第88条
農業会議検査	農業委員会等に関する法律第53条
土地改良区検査	土地改良法第132条
土地開発公社法人検査	公有地の拡大の推進に関する法律第19条
特例民法法人検査	旧民法（新公益法人制度施行（平成20年12月1日）前までの民法）第67条
農業協同組合検査	農業協同組合法第94条
農業共済組合検査	農業災害補償法第142条の2、第142条の3及び第142条の4
森林組合検査	森林組合法第111条
水産業協同組合検査	水産業協同組合法第123条

注 本報告書における法人検査名は、略称とする。

(2) 監査対象機関 33機関

監査の対象とした県の機関は、次の表2のとおり。

表2 監査対象機関

部 局	機 関 名	法 人 検 査 名
企 画 部	青少年・文教課	私立学校検査
福祉保健部	福祉保健課	社会福祉法人検査
	医療政策課	医療法人検査
	医療指導課	国民健康保険組合検査、国民健康保険団体連合会検査
生活環境部	景観まちづくり課	土地区画整理組合検査
	くらしの安心推進課	生活衛生同業組合検査、生活衛生営業指導センター検査
	消費生活センター	消費生活協同組合検査
	住宅政策課	住宅供給公社検査
商工労働部	経済通商総室	商工会検査、商工組合検査、中小企業団体中央会検査
	雇用人材総室	職業訓練法人検査、職業能力開発協会検査
	産業振興総室	地方独立行政法人検査
農林水産部	経営支援課	農業会議検査
県土整備部	技術企画課	土地開発公社法人検査
行政監察監	公益法人・団体指導課	特例民法法人検査、農業協同組合検査、農業共済組合検査、森林組合検査、水産業協同組合検査
総合事務所	東部総合事務所県民局	NPO法人検査
	東部総合事務所福祉保健局	社会福祉法人検査
	東部総合事務所農林局	土地改良区検査
	八頭総合事務所県民局	NPO法人検査
	八頭総合事務所農林局	土地改良区検査
	中部総合事務所県民局	NPO法人検査
	中部総合事務所福祉保健局	社会福祉法人検査
	中部総合事務所農林局	土地改良区検査
	西部総合事務所県民局	NPO法人検査
	西部総合事務所福祉保健局	社会福祉法人検査
	西部総合事務所農林局	土地改良区検査

	日野総合事務所県民局	NPO法人検査
	日野総合事務所農林局	土地改良区検査
教育委員会	教育総務課	特例民法法人検査
警察本部	厚生課	特例民法法人検査
	生活安全企画課	特例民法法人検査
	組織犯罪対策課	特例民法法人検査
	交通企画課	特例民法法人検査
	運転免許課	特例民法法人検査

6 実施方法

県のすべての機関に対して予備調査を実施した後、監査対象の33機関に対して監査調書の提出を求め、そのうち13機関について、関係者の説明を聴取するなどの方法により実地監査を実施した。

なお、残りの20機関については、書面による監査を実施した。

(1) 監査実施機関 33機関

企画部1機関、福祉保健部3機関、生活環境部4機関、商工労働部3機関、農林水産部1機関、県土整備部1機関、行政監察監1機関、総合事務所13機関、教育委員会1機関、警察本部5機関

(2) 実地監査を行った機関 13機関

ア 知事部局 7機関

企 画 部・・・青少年・文教課
福祉保健部・・・福祉保健課、医療指導課
生活環境部・・・消費生活センター
商工労働部・・・経済通商総室
行政監察監・・・公益法人・団体指導課
総合事務所・・・東部総合事務所福祉保健局

イ 教育委員会 1機関

教育総務課

ウ 警察本部 5機関

厚生課、生活安全企画課、組織犯罪対策課、交通企画課、運転免許課

7 監査の着眼点

- (1) 法人検査の実施に係る法令等の運用は適切か
- (2) 実施要綱等は整備されているか
- (3) 実施体制は整備されているか
- (4) 実施内容は適切か
- (5) 実施結果の取扱いは適切か

8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	やま	もと	みつ	のり
	山	本	光	範
監査委員	よね	た	ゆき	え
	米	田	由	起
監査委員	い	ぎ	たか	し
	伊	木	隆	司
監査委員	やま	ね	ま	ち
	山	根	真	知
監査委員	うち	だ	ひろ	みち
	内	田	博	長
監査委員	やま	だ	ゆき	お
	山	田	幸	夫

なお、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員 伊木隆司は、福祉保健課について監査を行っていない。

第2 監査結果及び監査意見

1 法人検査の実施に係る法令等の運用は適切か

25の法人検査について、実施に係る法令等の運用は適切かの検証を行った。

表3 法人検査の実施状況等

法人検査名	法人が行う業務の概要	法人数	設立認可等の区分	検査区分	検査実績
私立学校検査	幼稚園、高等学校等の私立学校の設置及び運営を行う。	43	認可	任意	有
NPO法人検査	保健、医療又は福祉の増進、社会教育、まちづくりの推進等の活動を行う。	178	認証	限定	無
社会福祉法人検査	救護施設、母子生活支援施設、養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等の設置、経営等を行う。	109	認可	任意	有
医療法人検査	病院、診療所、介護老人保健施設の開設及び所有を行う。	326	認可	限定	無
国民健康保険組合検査	組合員の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。	1	認可	任意	有
国民健康保険団体連合会検査	保険者事務の協同処理・診療報酬の審査・支払、国民健康保険に関する調査・研究等を行う。	1	認可	任意	有
土地区画整理組合検査	組合員が所有する一定区域地内で公共施設の整備改善及び宅地の利用増進のため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設及び変更を行う。	1	認可	任意	無
生活衛生同業組合検査	過度の競争から組合員の適正な衛生措置が阻害されるおそれがある場合等の料金又は販売価格の制限、組合員への衛生施設の維持・改善向上に関する指導等を行う。	11	認可	任意	無
生活衛生営業指導センター検査	生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持、改善向上、経営健全化の相談及び指導並びに講習会、講演会及び展示会の開催等を行う。	1	認可	任意	無
消費生活協同組合検査	組合員の生活に必要な物資を組合員に供給する事業、組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業等を行う。	8	認可	任意	有
住宅供給公社検査	住宅の不足の著しい地域において、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地の供給等を行う。	1	国認可・県設置者	任意	無
商工会検査	・商工会…商工業に関する相談及び指導並びに情報及び資料の収集・提供等を行う。 ・商工会連合会…商工会の組織及び事業についての指導・連絡並びに商工業に関する情報及び資料の収集・提供を行う。	2	認可	任意	無
商工組合検査	組合員の事業に関する指導・教育、情報・資料の収集・提供等を行う。	12	認可	任意	無
	・都道府県中小企業団体中央会…協業組合、商工組合、商店街振興組合等の経営指導、監査、情報提供等を行う。				

中小企業団体 中央会検査	・事業協同組合…生産、加工、販売等組合員の事業に関する共同事業、組合員への事業資金の貸付け、組合員の福利厚生に関する事業等を行う。 ・企業組合…商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う。 ・協業組合…協業の対象事業及び関連する事業に附帯する事業を行う。	261	認可	限定	無
職業訓練法人 検査	認定職業訓練の実施、職業訓練に関する情報及び資料の提供、調査及び研究等を行う。	3	認可	任意	無
職業能力開発 協会検査	職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡、技能検定試験に係る業務等を行う。	1	認可	任意	無
地方独立行政 法人検査	住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等のため地方公共団体が行うもののうち、試験研究機関、大学、公営企業等の事務及び事業を効率的かつ効果的に行う。	1	国認可・県 設置者	任意	無
農業会議検査	農地転用の知事の諮問に対する審議・答申、遊休農地の発生防止、解消対策等を行う。	1	法設置	任意	無
土地改良区検 査	土地改良事業の事業主体となるほか、農業用のため池や水路等の土地改良施設の維持や管理を行う。	99	認可	任意	有
土地開発公社 法人検査	公有地の取得、管理及び処分を行う。	1	国認可・県 設置者	任意	無
特例民法法人 検査	学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益に関する事業を行う。	187	許可	任意	有
農業協同組合 検査	組合員への農業経営、技術向上の指導、資金貸付、組合員の生産する物資の加工、貯蔵、販売等を行う。	5	認可	義務	有
農業共済組合 検査	農業経営の安定を図るため、農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設等の共済事業を行う。	3	認可	義務	有
森林組合検査	組合員の森林の経営に関する指導、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業等を行う。	8	認可	義務	有
水産業協同組 合検査	水産資源の管理及び水産動植物の増殖、水産に関する経営及び技術の向上に関する指導等を行う。	12	認可	義務	有

注1 検査区分欄の「義務」は法令等の規定上定期的に実施する義務がある法人検査（以下「義務検査」という。）、「限定」は法令等の規定上実施が法令等に違反している場合等に限定されている法人検査（以下「限定検査」という。）、「任意」は法令等の規定上任意に実施できる法人検査（以下「任意検査」という。）の略である。

2 法人数は、平成22年4月1日現在の状況

[監査結果]

(1) 法人検査を実施しているもの…11法人検査（19機関）

法人検査を実施しているものについては、義務検査と任意検査があり、いずれも定期的を実施しており、その内訳は次のとおりであった。

ア 義務検査…4法人検査

イ 任意検査…7法人検査

(2) 法人検査を実施していないもの…14法人検査（14機関）

法人検査を実施していないものについては、限定検査と任意検査があり、その内訳は次のとおりであった。

ア 限定検査・・・3法人検査

いずれも、これまでに実施が必要となる状況（法人における法令違反等）はなかった。

イ 任意検査・・・11法人検査

いずれも、これまで、実施していなかったことで特に問題はなかった。

なお、当該法人検査以外で法人の状況等を把握する措置（以下「代替的措置」という。）があるとしているものがあり、その主な状況は次のとおりである。

表4 代替的措置の状況

法人検査名	特例民法法人検査	経営状況報告書	財政的援助団体等監査
土地区画整理組合検査	－	－	－
生活衛生同業組合検査	－	－	－
生活衛生営業指導センター検査	○	－	○
住宅供給公社検査	－	○	○
商工会検査	－	－	－
商工組合検査	－	－	－
職業訓練法人検査	－	－	－
職業能力開発協会検査	－	－	－
地方独立行政法人検査	－	○	○
農業会議検査	－	－	○
土地開発公社法人検査	－	○	○

注1 「経営状況報告書」は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づいて作成する法人の経営状況を説明する書類をいう。

2 「財政的援助団体等監査」は、地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査委員による監査をいう。

3 表中の「○」は該当のあるもの、「－」は該当のないもの。

[監査意見]

○ 法人検査を実施していないもの（14法人検査）については、これまで実施していなかったことで特に問題はなかったものの、法人の設立認可等を行った立場から、常に法人の状況等に関心を持つ必要がある。

2 実施要綱等は整備されているか

法人検査を実施している19の機関について、法人検査の手順、方法、内容等を定めた実施要綱等（要綱、要領、チェックリスト、手引き、マニュアル等）を整備した上で体系的に実施しているかの検証を行った。

表5 法人検査の実施要綱等の整備状況

機関名	法人検査名	実施要綱等の有無
青少年・文教課	私立学校検査	有
福祉保健課	社会福祉法人検査	有
医療指導課	国民健康保険組合検査	有
	国民健康保険団体連合会検査	有
消費生活センター	消費生活協同組合検査	有
公益法人・団体指導課	特例民法法人検査	有
	農業協同組合検査	有
	農業共済組合検査	有
	森林組合検査	有
東部総合事務所福祉保健局	水産業協同組合検査	有

中部総合事務所福祉保健局	社会福祉法人検査	有
西部総合事務所福祉保健局		
東部総合事務所農林局	土地改良区検査	有
八頭総合事務所農林局		
中部総合事務所農林局		
西部総合事務所農林局		
日野総合事務所農林局		
教育総務課	特例民法法人検査	有
厚生課	特例民法法人検査	有
生活安全企画課		
組織犯罪対策課		
交通企画課		
運転免許課		

[監査結果]

- 実施要綱等は、すべての機関が整備していた。
- 実施要綱等には、法令ごとの固有業務に関する項目のほか、内部統制（法人の内部において業務の適正を確保するための体制を構築していくシステムをいう。以下同じ。）、財務会計等の経営・運営の健全性に係る必要な項目はいずれもおおむね網羅されていた。
- 社会福祉法人検査では、平成22年度に見直しを行い、法人の内部統制の充実と運用の徹底を特に重視することとし、新たに法人における自己点検の確認も行うこととしていた。
- 医療指導課の行う国民健康保険団体連合会検査は、出納事務の検査について「出納事務は、出納事務に関する規定等に従い厳正に行われているか」とされているのみで、検査の内容が具体的に定められていないため、担当する職員によって実地検査に差が生じるおそれがある。

[監査意見]

- 医療指導課においては、担当する職員にかかわらず実地検査の統一性が確保されるよう、実施要綱等に具体的に検査内容を定めることを検討されたい。

3 実施体制は整備されているか

法人検査を実施している19の機関について、実施体制の整備状況の検証を行った。

表 6 法人検査の実施体制

機関名	法人検査名	法人数	検査実施法人数		検査員数		検査員の技術習得の内容
			H21年度	実施状況	総数	検査実施人数等	
青少年・文教課	私立学校検査	43	12	高校設置法人は毎年、その他は3年に1回	所属職員3名	検査員2～3名 検査期間1～2日	OJT、自己学習
福祉保健課	社会福祉法人検査	90	50	おおむね2年に1回	所属職員6名（うち金融機関OB非常勤職員1名） 公認会計士6名	検査員2～5名 検査期間1～2日	研修受講、公認会計士による研修
医療指導課	国民健康保険組合検査	1	1	2年に1回	所属職員5名	検査員2名 検査期間1日	研修受講
	国民健康保険団体	1	0	原則毎年	所属職員7名	検査員3名	研修受講

	連 合 会 検 査					検査期間 1 日	
消費生活セン ター	消費生活 協 同 組 合 検 査	8	2	おおむね 4 年に 1 回	所属職員 2 名	検査員 2 名 検査期間 1 日	
公益法人・団 体指導課	特 例 民 法 法 人 検 査	144	10	おおむね 3 年に 1 回	所属職員 3 名	検査員 3 名 検査期間 1 日	研修受講、 勉強会、自 己学習
	農 業 協 同 組 合 検 査	5	4	おおむね毎 年	所属職員 10 名、 公認会計士 1 名、 金融機関 O B 非常 勤職員 2 名	検査員 4 ～ 13 名 検査期間 4 ～ 18 日	研修受講、 勉強会、自 己学習、公 認会計士か らの指導
	農 業 共 済 組 合 検 査	3	3	おおむね毎 年	所属職員 7 名、 公認会計士 1 名	検査員 4 名 検査期間 4 日 間	同上
	森 林 組 合 検 査	8	9	おおむね 2 年に 1 回	所属職員 7 名	検査員 2 名 検査期間 1 ～ 3 日	同上
	水 産 業 協 同 組 合 検 査	12	7	おおむね 2 年に 1 回	所属職員 7 名、 公認会計士 1 名	検査員 2 ～ 6 名 検査期間 2 ～ 10 日	同上
東 部 総 合 事 務 所 福 祉 保 健 局	社 会 福 祉 法 人 検 査	5	2	2 年に 1 回	所属職員 3 名	検査員 2 名 検査期間 1 日	研修受講
中 部 総 合 事 務 所 福 祉 保 健 局		5	4		所属職員 4 名	検査員 2 名 検査期間 1 日	研修受講
西 部 総 合 事 務 所 福 祉 保 健 局		9	4		所属職員 2 名	検査員 2 名 検査期間 1 日	研修受講
東 部 総 合 事 務 所 農 林 局	土 地 改 良 区 検 査	28	8	3 年に 1 回	所属職員 3 名	検査員 2 ～ 4 名 検査期間 1 日	研修受講
八 頭 総 合 事 務 所 農 林 局		5	2		所属職員 2 名	検査員 2 名 検査期間 1 日	研修受講
中 部 総 合 事 務 所 農 林 局		28	8		所属職員 4 名	検査員 2 名 検査期間 1 日	研修受講
西 部 総 合 事 務 所 農 林 局		36	10		所属職員 2 名	検査員 2 名 検査期間 1 日	研修受講
日 野 総 合 事 務 所 農 林 局		2	1		所属職員 3 名	検査員 3 名 検査期間 1 日	研修受講
教育総務課	特 例 民 法	37	11	3 年に 1 回	所属職員 3 名	検査員 2 ～ 3 名	研修受講、

	法人検査					検査期間1～2日	勉強会
厚生課	特例民法 法人検査	1	1	毎年	警察本部職員4名	検査員3名 検査期間1日	研修受講、 勉強会
生活安全企画課		2	2		警察本部職員4名	検査員4名 検査期間1日	研修受講
組織犯罪対策課		1	1		警察本部職員3名	検査員3名 検査期間1日	研修受講
交通企画課		1	1		警察本部職員3名	検査員3名 検査期間1日	研修受講
運転免許課		1	1		警察本部職員4名	検査員3名 検査期間1日	研修受講

注 法人数は、平成22年4月1日現在、検査員数は、平成22年9月1日現在の状況

[監査結果]

- いずれの機関も、複数の職員による体制を整備しており、法人検査の実施に必要な人員はおおむね確保していた。
- 法人の財務会計等に係る検査技術レベルを確保するために、16機関については研修受講等の取組を行っていたが、青少年・文教課、医療指導課及び消費生活センターでは、行っていなかった。
- 福祉保健課及び公益法人・団体指導課では、公認会計士を非常勤職員に任命して、法人の財務会計等に係る検査の充実を図っていた。
- 警察本部では、検査技術レベルを確保するため、各課の法人検査において、財務会計等に係る検査は会計課の職員が担当していた。
- 東部総合事務所福祉保健局では、業務効率化及び検査技術レベル確保の観点から、局内の法人検査と各種福祉施設の検査業務を一つの係に集約するという取組を行っていた。

[監査意見]

- いずれの機関もおおむね必要な検査体制は整備していたが、組織として必要に応じて他の機関の実効性のある取組も参考にするなど、検査体制の充実に努めるとともに、職員の検査技術の習得のための研修をするなど、検査技術レベルの確保を図られたい。

4 実施内容は適切か

法人検査を実施している19の機関について、実施内容の状況の検証を行った。

検査項目については、次の表7の業務項目及び運営項目に区分して検証を行った。

表7 法人検査の検査項目の区分

区 分	検 査 項 目
業務項目	法令ごとに定められている法人の業務に関する固有の検査項目 (例) 私立学校検査の場合 生徒(園児)の状況、教員の資格、教育課程の状況等
運営項目	内部統制、財務会計事務等、各法人検査に共通する検査項目 (例) 理事会の開催状況、監事監査の実施状況、予算・決算の状況、会計処理の体制、収入状況、支出状況等

表8 法人検査の実施内容

機関名	法人検査名	業務項目	運営項目	
			内部統制	財務会計事務等
青少年・文教課	私立学校検査	○	○	×
福祉保健課	社会福祉法人検査	○	○	○

医療指導課	国民健康保険組合検査	○	○ *	○ *
	国民健康保険団体連合会検査	○	○ *	○ *
消費生活センター	消費生活協同組合検査	○	○	○ *
公益法人・団体指導課	特例民法法人検査	○	○	○
	農業協同組合検査	○	○	○
	農業共済組合検査	○	○	○
	森林組合検査	○	○	○
	水産業協同組合検査	○	○	○
東部総合事務所福祉保健局	社会福祉法人検査	○	○	○
中部総合事務所福祉保健局		○	○	○
西部総合事務所福祉保健局		○	○	○
東部総合事務所農林局	土地改良区検査	○	○	○
八頭総合事務所農林局		○	○	○
中部総合事務所農林局		○	○	○
西部総合事務所農林局		○	○	○
日野総合事務所農林局		○	○	○
教育総務課	特例民法法人検査	○	○	○
厚生課	特例民法法人検査	○	○	○
生活安全企画課		○	○	○
組織犯罪対策課		○	○	○
交通企画課		○	○	○
運転免許課		○	○	○

注 *は、証拠書類等によらず、主に聞き取りにより検査を行っていた。

[監査結果]

- 業務項目については、いずれの機関もおおむね適正に検査を行っていた。
- 医療指導課の行う国民健康保険組合検査及び国民健康保険団体連合会検査では、運営項目については、主に聞き取りで検査を行っていた。
- 消費生活センターの行う消費生活協同組合検査では、運営項目のうち財務会計事務等については、主に聞き取りで検査を行っていた。
- 青少年・文教課の行う私立学校検査では、私立学校における教育の独自性を重視するあまり、公認会計士又は監査法人による学校法人会計基準に関する監査の範囲外で実施要綱等において検査対象としている財務会計等に係る検査を行っていなかった。

[監査意見]

- 医療指導課及び消費生活センターにおいては、法人検査の実施の必要性を踏まえ、十分に確認を行う検査体制を整備されたい。
- 青少年・文教課（私立学校検査）においては、法人検査の根拠法令である私立学校振興助成法の趣旨（私立学校の経営の健全性の確保）を踏まえ、学校法人会計基準に関する監査の範囲外の財務会計等に係る検査の在り方について検討されたい。

5 実施結果の取扱いは適切か

法人検査を実施している19の機関について、実施結果の取扱状況の検証を行った。

表9 法人検査の実施結果の取扱状況

機関名	法人検査名	復命書等の作成の有無	検査結果の通知等の有無	法人検査結果の公表の有無
青少年・文教課	私立学校検査	○	○	×

福祉保健課	社会福祉法人検査	○	○	○
医療指導課	国民健康保険組合検査	○	○	×
	国民健康保険団体連合 会検査	○	○	×
消費生活センター	消費生活協同組合検査	○	○	×
公益法人・団体指導課	特例民法法人検査	○	○	○
	農業協同組合検査	○	○	×
	農業共済組合検査	○	○	×
	森林組合検査	○	○	×
	水産業協同組合検査	○	○	×
東部総合事務所福祉保健局	社会福祉法人検査	○	○	○
中部総合事務所福祉保健局		○	○	○
西部総合事務所福祉保健局		○	○	○
東部総合事務所農林局	土地改良区検査	○	○	×
八頭総合事務所農林局		○	○	×
中部総合事務所農林局		○	○	×
西部総合事務所農林局		○	○	×
日野総合事務所農林局		○	○	×
教育総務課	特例民法法人検査	○	○	○
厚生課	特例民法法人検査	○	○	○
生活安全企画課		○	○	○
組織犯罪対策課		○	○	○
交通企画課		○	○	○
運転免許課		○	○	○

[監査結果]

- 実施結果のとりまとめについては、すべての機関が、法人検査の復命書の作成及び法人検査結果の相手方への通知のいずれも実施していた。
- 社会福祉法人検査及び特例民法法人検査については、法人検査の実施結果を公表していたが、その他の法人検査については、公表していなかった。
- 教育総務課の行う特例民法法人検査については、実施結果で不適切な状況が明らかになり、改善を求めているにもかかわらず、当該法人の業務改善が行われていないものが多く見受けられた。

[監査意見]

- 実施結果を公表していない機関については、法人検査の実施結果の公表の要否、範囲及び方法を定めた公表基準を定めて、適切に対応されたい。
- 実施結果で不適切な事項について、改善を求めても法人が改善できていない場合には、法人検査の実効性が伴うよう行政処分も含め、業務改善につながるよう事後処理を徹底されたい。

第 3 総括的意見

1 法人の内部統制の充実を前提とした法人検査の実施について

[監査結果]

- 法人の内部統制の状況については、いずれの機関も理事会の開催、監事監査の実施、諸規程の整備等の検査は行っていた。しかし、理事会の開催の有無は検査を行っても、議事録により実質的な審議が行われているかどうかの検査は行っていない等、内部統制が有効に機能しているかについて十分に検査を行っていない機関が多く見受けられた。

[監査意見]

- 法人検査による外部の検査はもとより、経営、運営の責任はあくまで法人自体にあるということを基本に、法人の内部統制の充実と運用の徹底が図られるよう指導するとともに、内部統制が機能しているかどうかを検証する等、法人検査の在り方を検討されたい。

2 財務会計等に係る検査基準の標準化について

[監査結果]

- 法人検査において、財務会計等の検査項目は各法人検査に共通的なものであるにもかかわらず、検査内容、検査方法、検査技術レベル等に差が生じていた。
- 財務会計等に関する検査技術レベルの確保については、専門的な研修及び経験が必要であり、機関ごとの体制の整備は、非効率で限界がある。

[監査意見]

- 法人が健全な運営を行うためには、法人の内部統制の充実に加え、健全な財務体制及び適正な会計処理の確保が重要である。財務会計等の検査項目については、検査内容、検査方法、検査技術レベル等の基準を定め、県全体での標準化を検討されたい。
- 県全体で財務会計等の検査に係る専門チームを設置するなど、効率的な法人検査を実施する体制の整備も検討されたい。